



目 次	ページ
規 則	
◎附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	2
◎高知県小児慢性特定疾病審査会規則	3
◎高知県指定難病審査会規則	3
告 示	
○保安林の指定 (治山林道課)	3
○保安林の解除 (")	3
○公共測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	3
○地籍調査の事業計画の一部変更 (")	4
○国土調査の成果の認証 (")	4
◎土砂災害警戒区域の指定 (2件) (防災砂防課)	4
◎告示 (指定構造計算適合性判定機関の指定) の一部改正 (建築指導課)	8
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	
	(12・10揭示) 8
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	8
○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置 (漁港漁場課)	8
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	9
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (12・9揭示)	9
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙の当選人の住所等 (12・17揭示)	9
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	9
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	9

高知海区漁業調整委員会指示
○高知県海面におけるうみがめの採捕に係る指示 9

規 則

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年12月19日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第118号
附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。
別表中

「
保健所感染症診査協議会委員
」
を
「
感染症診査協議会委員
小児慢性特定疾病審査会委員
指定難病審査会委員
」
に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第119号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。
第306条の表中

感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項の規定による同法第18条第1項の規定による通知、同法第20条第1項（同法第26条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勧告及び同法第20条第4項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに同法第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関する事項の審議並びに同法第18条第6項及び同法第19条第7項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による報告についての知事への意見の具申に関する事務	健康対策課
----------	---	-------

を「

感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項の規定による同法第18条第1項の規定による通知、同法第20条第1項（同法第26条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勧告及び同法第20条第4項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに同法第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関する事項の審議並びに同法第18条第6項及び同法第19条第7項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による報告についての知事への意見の具申に関する事務	健康対策課
高知県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4第1項の規定による同法第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給の申請に係る医療費支給認定をしないことについての審査に関する事務	健康対策課
高知県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第8条第1項の規定による同法第7条第2項の規定による特定医療費の支給認定の申請に係る支給認定をしないことについての審査に関する事務	健康対策課

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の日から平成26年12月31日までの間において、この規則による改正後の高知県行政組織規則第306条の規定を適用する場合は、同条の表中「児童福祉法第19条の4第1項」とあるのは「児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法第19条の4第1項」と、「難病の患者に対する医療等に関する法律」とあるのは「施行前の難病の患者に対する医療等に関する法律」とする。

高知県小児慢性特定疾病審査会規則をここに公布する。
平成26年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第120号

高知県小児慢性特定疾病審査会規則

(設置等)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項に規定する小児慢性特定疾病審査会として高知県小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）を設置するとともに、審査会の委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 委員の定数は、5人以内とする。

(庶務)

第3条 審査会の庶務は、高知県健康政策部健康対策課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審査会の会議は、知事が招集する。ただし、附則第4項の規定に基づき同日前に最初に開かれる審査会の会議が招集された場合を除く。

(準備行為)

3 この規則の施行前においては、第1条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項に規定する」とあるのは、「児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）附則第4条第7項の規定により同法の施行前においても置くことができる」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用する第1条の規定により設置される審査会の委員の定数等については、この規則の施行前においても、第2条及び第3条並びに附則第2項本文の規定の例によることができる。

高知県指定難病審査会規則をここに公布する。
平成26年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第121号

高知県指定難病審査会規則

(設置等)

第1条 この規則は、難病の患者に対する医療等に関する法律

（平成26年法律第50号）第8条第1項に規定する指定難病審査会として高知県指定難病審査会（以下「審査会」という。）を設置するとともに、審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 委員の定数は、8人以内とする。

(会議)

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、高知県健康政策部健康対策課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。ただし、附則第4項の規定に基づき同日前に最初に開かれる会議が招集された場合を除く。

(準備行為)

3 この規則の施行前においては、第1条中「第8条第1項に規定する」とあるのは、「附則第3条第9項の規定により同法の施行前においても置くことができる」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用する第1条の規定により設置される審査会の組織及び運営については、この規則の施行前においても、第2条から第5条まで及び附則第2項本文の規定の例によることができる。

告 示

高知県告示第689号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡中土佐町久礼字指川山7454、7455の1、7455の76、7455の77

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第690号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除に係る保安林の所在場所
安芸郡東洋町生見字生見濱576の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
潮害の防備

3 解除の理由
公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第691号

安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年12月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
公共測量（数値撮影）

2 作業期間
平成26年12月4日から平成27年1月4日まで

3 作業地域

安芸郡北川村の一部
高知県告示第692号
 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年12月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成26年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年12月8日から平成27年1月30日まで
- 3 作業地域
幡多郡黒潮町の一部

高知県告示第693号
 平成26年4月高知県告示第286号で告示した平成26年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。
 平成26年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	四万十市	四万十市竹島、初崎、大屋敷及び常六の各一部	平成26年度中
変更後		四万十市竹島、初崎、大屋敷及び常六の各一部並びに双海	

高知県告示第694号
 香美市物部町舞川及び仙頭の各一部地区、長岡郡本山町沢ヶ内の一部地区、高岡郡佐川町川ノ内組の一部地区並びに高岡郡四万十町若井、若井川及び天ノ川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
 平成26年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 香美市
 - (2) 本山町
 - (3) 佐川町

- (4) 四万十町
- 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 香美市物部町舞川及び仙頭の各一部
平成24年度及び平成25年度
 - (2) 長岡郡本山町沢ヶ内の一部
平成24年度及び平成25年度
 - (3) 高岡郡佐川町川ノ内組の一部
平成24年度及び平成25年度
 - (4) 高岡郡四万十町若井、若井川及び天ノ川の各一部
平成24年度及び平成25年度
- 3 成果の名称
 - (1) 香美市地籍図及び地籍簿
 - (2) 本山町地籍図及び地籍簿
 - (3) 佐川町地籍図及び地籍簿
 - (4) 四万十町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日
平成26年12月19日

高知県告示第695号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成26年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
203-31-001	上尾川(2)	安芸市尾川（別紙図面のとおりに）	土石流
203-31-002	尾川川支川	安芸市尾川（別紙図面のとおりに）	土石流
203-31-003	日裏谷川	安芸市畑山（別紙図面のとおりに）	土石流
203-31-004	畑山川支川	安芸市畑山（別紙図面のとおりに）	土石流
203-31-201	上尾川(1)	安芸市尾川（別紙図面のとおりに）	土石流

203-31-202	上尾川(3)	安芸市尾川（別紙図面のとおりに）	土石流
203-31-205	上段谷川	安芸市畑山（別紙図面のとおりに）	土石流
203-32-001	つえ谷川	安芸市古井（別紙図面のとおりに）	土石流
203-32-201	安京谷川	安芸市古井（別紙図面のとおりに）	土石流
203-40-001	八流川	安芸市穴内（別紙図面のとおりに）	土石流
203-40-002	サカイガ谷川	安芸市穴内（別紙図面のとおりに）	土石流
203-41-002	奈比賀川	安芸市奈比賀（別紙図面のとおりに）	土石流
203-41-003	入河内谷川	安芸市入河内（別紙図面のとおりに）	土石流
203-41-004	伊尾木川支川	安芸市入河内（別紙図面のとおりに）	土石流
203-41-011	馬の丁谷川	安芸市西浜（別紙図面のとおりに）	土石流
203-41-012	金山谷川	安芸市津久茂町及び西浜（別紙図面のとおりに）	土石流
203-41-013	橘谷川	安芸市津久茂町及び西浜（別紙図面のとおりに）	土石流
203-41-014	ケイゴヤ谷川(1)	安芸市津久茂町及び西浜（別紙図面のとおりに）	土石流
203-41-015	ケイゴヤ谷川(2)	安芸市津久茂町及び西浜（別紙図面のとおりに）	土石流

203-41-029	東明見谷川	安芸市井ノ口 (別紙図面のとお)	土石流
203-41-030	安芸川支川(1)	安芸市井ノ口 (別紙図面のとお)	土石流
203-41-031	安芸川支川(2)	安芸市栃ノ木 (別紙図面のとお)	土石流
203-41-202	山ヶ谷川	安芸市奈比賀 (別紙図面のとお)	土石流
203-41-212	一ノ谷川	安芸市穴内、津久茂町及び西浜 (別紙図面のとお)	土石流
203-41-222	安芸川支川(3)	安芸市井ノ口 (別紙図面のとお)	土石流
203-41-223	安芸川支川(4)	安芸市栃ノ木 (別紙図面のとお)	土石流
203-52-001	水除谷川	安芸市下山 (別紙図面のとお)	土石流
203-52-003	大山谷川(1)	安芸市下山 (別紙図面のとお)	土石流
203-52-004	大山谷川(2)	安芸市下山 (別紙図面のとお)	土石流
203-52-005	大山谷川(3)	安芸市下山 (別紙図面のとお)	土石流
203-52-201	水谷川	安芸市下山 (別紙図面のとお)	土石流
203-52-202	下山谷川(1)	安芸市下山 (別紙図面のとお)	土石流

203-52-203	下山谷川(2)	安芸市下山 (別紙図面のとお)	土石流
203-99-001	江の川	安芸市黒鳥 (別紙図面のとお)	土石流
I-152	古井(1)	安芸市古井 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-153	古井(2)	安芸市古井 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-158	大江	安芸市奈比賀 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-159	奈比賀	安芸市奈比賀 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-160	中角	安芸市奈比賀 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-168	下山(1)	安芸市下山 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-169	濱ノ東	安芸市下山 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-170	濱ノ西	安芸市下山 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-172	下山(2)	安芸市下山 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-173	下山(3)	安芸市下山 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-174	下山(4)	安芸市下山 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-191	和田	安芸市畑山 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-192	赤久	安芸市畑山 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

I-194	上尾川(1)	安芸市尾川 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-195	上尾川(2)	安芸市尾川 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-198	栃ノ木	安芸市栃ノ木 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-199	栃ノ木(西地)	安芸市栃ノ木 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-200	西地(1)	安芸市栃ノ木 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-202	宮ノ上	安芸市井ノ口 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-203	山田	安芸市井ノ口 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-214	桜ヶ丘(1)	安芸市桜ヶ丘町 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-215	桜ヶ丘(2)	安芸市西浜 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-216	津久茂町(1)	安芸市津久茂町及び西浜 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-217	津久茂町(2)	安芸市津久茂町及び西浜 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-218	馬の丁(1)	安芸市津久茂町及び西浜 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-219	一ノ谷	安芸市穴内、津久茂町及び西浜 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-220	腰掛	安芸市穴内、津久茂町	急傾斜地の崩壊

		及び西浜（別紙図面のとおりに）	
I-222	八丁	安芸市穴内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-223	塩屋	安芸市穴内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-224	堀切	安芸市穴内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-225	八流（2）	安芸市穴内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-227	岸ノ下（1）	安芸市穴内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-228	西地（2）	安芸市穴内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-229	西地（3）	安芸市穴内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-230	岸ノ下（2）	安芸市穴内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-241	桜ヶ丘町	安芸市桜ヶ丘町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-183	吉井	安芸市吉井（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-184	明夜（1）	安芸市吉井（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-185	明夜（2）	安芸市吉井（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-186	中ノ内	安芸市吉井（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-187	押ヶ峰	安芸市入河内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

II-189	入河内（2）	安芸市入河内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-198	浜ノ東（1）	安芸市下山（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-199	浜ノ東（2）	安芸市下山（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-200	西地（4）	安芸市下山（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-201	大山（2）	安芸市下山（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-209	岩匠	安芸市黒瀬（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-210	番匠	安芸市黒瀬（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-211	丸石	安芸市黒瀬（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-232	小川名（1）	安芸市畑山（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-233	長川原	安芸市畑山（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-234	押谷	安芸市畑山（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-235	桃ノ久（1）	安芸市畑山（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-236	桃ノ久（2）	安芸市畑山（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-237	小川名（2）	安芸市畑山（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-245	上尾川（3）	安芸市尾川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

II-246	上尾川（4）	安芸市尾川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-247	上尾川（5）	安芸市尾川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-248	クワセ	安芸市尾川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-249	上尾川（6）	安芸市尾川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-250	上尾川（7）	安芸市尾川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-255	北川原	安芸市栃ノ木（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-265	西の江	安芸市西浜（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-266	馬の丁（2）	安芸市西浜（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-267	東地	安芸市穴内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-270	八丁の下	安芸市穴内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

高知県告示第696号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
426-72-256	西土佐（1）	四万十市西土佐（別紙図面のとおりに）	土石流

426-79-007	西土佐(2)	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	土石流	421-81-230	佐賀(1)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	-532	(10)	紙図面のとおり)	
426-79-220	西土佐(3)	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	土石流	421-81-231	佐賀(2)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	421-86-533	佐賀(6)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流
426-79-223	西土佐(4)	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	土石流	421-81-501a	佐賀(3)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	421-86-535	佐賀(7)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流
I-3740	桧ノ前	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	421-81-501b	佐賀(4)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	421-86-536	佐賀(8)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流
I-3741	押谷(8)	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	421-81-507	佐賀(5)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	I-3335	白石(1)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3743	下屋敷	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	421-81-508	小屋の谷川	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	I-3336	中角(1)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3744	寿荘	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	421-81-509	境谷川	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	I-3337	坂折	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7843	川田城(1)	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	421-81-509	境谷川	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	I-3338	上馬路	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7844	川田城(2)	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	421-86-018a	馬路川(1)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	I-3339	下馬路	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7846	押谷奥	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	421-86-018b	馬路川(2)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	I-3342	大和田(東)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7847	押谷(9)	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	421-86-019a	坂折川及び同左支川(1)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	I-3343	会所(1)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7848	押谷(10)	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	421-86-019b	坂折川及び同左支川(2)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	I-3344	明神	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7849	石神ノ本(2)	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	421-86-021	大和田谷川	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	I-3345	黒潮	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7852	才東谷	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	421-86-531	佐賀(9)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	I-3346	山三荘	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7863	長瀬(2)	四万十市西土佐(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	421-86	佐賀	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	I-3347	横浜(1)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
				421-86	佐賀	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流	II-7104	上灘山	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

		紙図面のとおり)	
II-7105	白石 (2)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7106	中角 (2)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7107	佐賀 (1)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7108	佐賀 (2)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7109	佐賀 (3)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7110	会 所 (2)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7111	横 浜 (2)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7112	横 浜 (3)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7113	白 浜	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-307	久保浦 (2)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-311	白 石 (3)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-312	中 角 (3)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-313	横 浜 (4)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第697号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、

平成23年8月高知県告示第517号(指定構造計算適合性判定機関の指定)の一部を次のように改正し、平成26年12月22日から施行する。

平成26年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

2中
「(5) 株式会社建築構造センター愛知事務所
愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号 名興中駒ビル9階
を
「(5) 株式会社建築構造センター愛知事務所
愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階
に改める。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成26年12月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年12月10日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成26 年12月 10日	特定非 営利活 動法人 ら・ら 会	早藤 久 美子	吾川郡 いの町 6032番 3	この法人は、障害児者 に対して通所の働く場 を設置、運営する事によ り、授産・相談・研 修・情報提供・交流・ 創作活動等を通して生 活、介護への支援に関 する事業を行い、障害 児者の福祉の向上に寄 与することを目的とす る。

<p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、物部川土地改良区連合から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。</p> <p>平成26年12月19日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>				
役名 (退任)	氏 名	住 所		
理事	谷合 喜秋	香南市野市町下井	1716	
〃	安藝 紀雅	〃 野市町東野	833	
〃	福富 健二	高知市大津乙	457-39	
〃	浜口 正憲	南国市浜改田	398-1	
〃	吉本 雅夫	〃 物部	1443	
〃	下司 雅英	〃 久枝	54	
監事	加藤 睦夫	香南市野市町東野	296-4	
〃	末政 博章	南国市田村	乙1126	
(就任)				
理事	谷合 喜秋	香南市野市町下井	1716	
〃	安藝 紀雅	〃 野市町東野	833	
〃	福富 健二	高知市大津乙	457-39	
〃	浜口 正憲	南国市浜改田	398-1	
〃	吉本 雅夫	〃 物部	1443	
〃	下司 雅英	〃 久枝	54	
監事	加藤 睦夫	香南市野市町東野	296-4	
〃	末政 博章	南国市田村	乙1126	
<p>漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。</p> <p>平成26年12月19日</p> <p style="text-align: right;">泊浦漁港漁港管理者 高知県知事 尾崎 正直</p>				
1	工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量	幡多郡大月町泊浦 泊浦漁港漁具保管修理施設用地 FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長7.70メートル、船幅2.50メートル)		
2	所有者の行うべき措置	工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に泊浦漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。		
3	漁港管理者の措置			

泊浦漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月19日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第18号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「第6条の2第4項」を「第6条の2の2第4項」に改める。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第107号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、2,775人である。

平成26年12月9日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第108号

平成26年12月14日執行の衆議院高知県小選挙区選出議員選挙において当選した者の住所、氏名及び候補者届出政党の名称は、次のとおりである。

平成26年12月17日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

住所	氏名	候補者届出政党の名称
高知県高知市介良乙1748番地	中谷 元	自由民主党
高知県須崎市浦ノ内西分1284番地	山本 有ニ	自由民主党

24		
----	--	--

人事委員会規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第23号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「第6条の2第4項」を「第6条の2の2第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第24号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第6条の2第4項」を「第6条の2の2第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

海区漁業調整委員会指示

高知海区漁業調整委員会指示第71号

高知県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成26年12月8日に次のとおり指示した。

平成26年12月19日

高知海区漁業調整委員会会長 志磨村 公夫

（定義）

1 この指示において「うみがめ」とは、うみがめ科3種（あお

うみがめ、あかうみがめ及びたいまい）をいう。

（採捕の制限）

2 高知県海面においては、うみがめを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

（1）試験研究の用に供しようとする者

（2）委員会が特に認めた者

（採捕期間の制限）

3 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、5月1日から7月31日までの間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、2の（1）に該当する者を除く。

（雌がめの採捕禁止）

4 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、2の（1）に該当する者を除く。

（承認証の携帯）

5 委員会の採捕の承認を受けた者は、うみがめを採捕しようとするときは、委員会の採捕の承認に係る承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

（報告書の提出）

6 委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係る承認期間終了後又は承認数到達後速やかに、うみがめの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。

（承認の取消し）

7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、委員会の採捕の承認を取り消すことができる。

（事務取扱要領）

8 この指示に定めるもののほか、委員会の採捕の承認に関する事務取扱については、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領によるものとする。

（指示の有効期間）

9 この指示の有効期間は、平成27年1月1日から平成29年12月31日までとする。